

B-1-1 申請手続全般

意見書 No	内 容
117	ひとつ疑問に思うことがあります。 この度、地権者の三嶽鉱山が㈱ミダックへ売買契約をする旨が明らかになった時、なぜそれを阻止できなかったのかということです。民・民の交渉とはいえ、地元の反対は予想できたと思うのです。三嶽鉱山が長年この土地で利益を上げてきたかげには地元の理解があったからこそではないか。 御質問には「なぜそれを阻止できなかったのか」とありますので、当社が回答すべき内容ではないものと考えますが、補足説明の意味で、土地の購入に絡めて当社からの情報開示の経緯について御説明致します。 今回の計画案件の発端は、平成 20 年春頃に有限会社三嶽鉱山様（以下、三嶽鉱山）からの跡地利用に関する御相談を受けたことがはじまりです。以降何度かの意見交換をさせていただき、当社でも検討を重ね今回の計画として立案いたしました。そして、平成 20 年 12 月に本計画敷地及び敷地外用地について売買契約ないしは売買予約契約を取り交わさせて頂いております。 告示縦覧前の皆様への情報開示につきましては、この段階では設計会社を交えた検討も済んでおらず内容的にはお伝えすべき情報に欠けておりましたし、法的な開示制度やルールなどがないためその対象範囲なども明確なものではありませんでしたが、御挨拶の意味も含め平成 21 年春頃には、一部近隣住民の皆様及びその代表者の方々に対して、当社及び三嶽鉱山より計画の概略について御説明をさせて頂いております。 しかし以降は、それまでのように当社からの情報提供させて頂く場を図らずも失ってしまったことなどから継続的な情報提供ができておりません。 その後、設計業者を交え、安全性その他を考慮したうえで容量や形状・埋立年数などについて検討を重ね、併せて浜松市へも事前協議という形で同じく相談を重ねることで、ようやく先般平成 22 年 9 月に事業計画が完成し皆様に御説明できる状況となった次第です。 以降は、御承知のとおり「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」および「浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱」の定めにより、これまでに 2 回の説明会を開催させて頂きました。 以上のように当社としましても、できるだけ早い事業計画の策定を目指し、皆様に対し本計画について御説明ができるよう努めてきたことにつきましては、何卒御理解を賜りたくお願い申し上げます。
118	鉱山の終了検査が済まない内に、市も窓口になり内容が進んでしまっている。物事の順がまったくオカシイ。鉱山の終りの検査が済んでからの話しだと思います。 御意見のとおり、有限会社三嶽鉱山様における鉱山での岩石採取事業に関する認可の廃止協議と、当社における本計画施設に関する廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置許可のための協議は、見かけ上は並行してはおりますが、担当行政機関も別途ですので各々独立して進めさせ

	て頂いております。 これは、採石業許可廃止と設置許可の受け渡しや、土地そのものに付随した森林法の林地開発許可にまつわる義務の承継をスムーズに行いたいとする考えによるものです。 しかしながら、たとえこれらの別箇独立の協議が見かけ上並行に進められていたとしても、計画地での岩石採取事業の終了検査が完了し認可の廃止が認められない限りは、当然本計画施設の設置許可が下りることはありません。 何卒、御理解を賜りたくお願い申し上げます。
170	ミダックが今回計画を出した事は、新規の開発行為として理解をしても良いのか、回答を願う。 本計画に関わる開発行為については、①森林法に基づく林地開発許可と②都市計画法に基づく開発行為が存在し、それぞれ開発行為の定義が異なります。 ① 森林法に基づく林地開発許可については、「1ha を超える森林以外への転用、造成、土石の採掘など、土地の形質を変える行為」と規定されております。これより、本法の適用は計画地全体がその対象となり、その面積は 1ha を超えるものとなります。従いまして、森林法に定める開発行為には該当することとなることから、法令に準拠し定められた手続きを行います。 ② 都市計画法に基づく開発行為については、「都市計画区域外であって 1ha 以上の主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」と都市計画法（第 4 条第 12 項）により定められております。これより、本計画における本法の適用となるのは破碎施設と水処理施設となり最終処分場に関しては本法適応範囲外となります。 本計画当初において、開発に係る土地の面積の合計は大よそ 7,800 m²程度になると考えていました。その後、詳細な面積を確定するため本法を所管する浜松市土地政策課と詳細な協議を重ねた結果、開発に係る土地の面積の合計は 8,324 m²で決定致しました。これより、1ha(10,000 m²)に満たない開発行為であることから、都市計画法による開発許可非該当である旨についても確認しております。
198-2-あ	「浜松市の条例や要綱」は、音、においや粉塵のほか、有害な汚染水等を対象としているのか、伺いたい。 御質問の本計画施設に関する「音、においや粉塵のほか、有害な汚染物質等」の規制については、浜松市が独自に定める条例や要綱等によるものではなく、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の他に「水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土壌汚染対策法、静岡県生活環境の保全等に関する条例」などの各種公害関係法令により定められております。 本計画施設については、当然それら法規を遵守した施設計画を行うこととなります。

198-2-い

「関係住民」とは条例上は 500m 以内の事を指している。ただ、今回の最終処分場については、特に有害汚染水（重金属類など）が、何らかの理由により、浸出し放流された場合、汚染範囲は 500m どころではなくなる。

関係地域・関係住民を、井伊谷・細江・浜名湖沿岸地域に広げられないか、さらに近隣の幼稚園、小学校、中学校、高等学校関係者にまで広げられないか。KK ミダックが、最終処分場の安全性を主張するならば、懐を深くして、関係地域・関係住民を広げる決意を促したいと考えるがいかが？

先回の回答書でも御説明いたしましたが、事業計画説明会の開催にあたっては、「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」及び「浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱」の定めにより、各種調整等を進めさせて頂きました。

その御説明の対象につきましては、浜松市の定める条例に従えば、本来敷地境界より 500m を「関係地域」と指定され、その範囲内に存する「関係住民」の皆様のみを対象とし、その方々を対象に説明会を開催することとされています。

しかしながら、説明会開催に先立って事前の調整を地元代表者様と相談させて頂き、浜松市の定める上記「関係住民」様の範囲に加え、「関係地域」にかかる「自治会の住民」様ならびに「奥山地区全体の自治会長」様を広く解釈し対象として含めて欲しいとの御要望を頂きました。

これを受け、当社といたしましても、これらの皆様に対しても御説明させて頂くよう、周知計画を練り直し浜松市へ相談もさせて頂き上記御要望を含んだ形で同計画書を策定提出したという経緯が御座います。

条例に定める関係地域ないし関係住民様につきましては、^{なみ}僭越ながらその計画施設による生活環境に影響があると考えられる範囲を浜松市が想定され設定されたものと考えられ、その意味からしますと、今回御相談のうえ上乗せ設定させて頂いた範囲は合理的なものであると考えます。

また、幼稚園、学校等につきましては、そこへ通われる自然人たる学童の皆様およびその御父兄様は関係住民様として含まれ、当然にそのお声をお聞かせ願えることから、現状においても本来の意味は達せられるものと考えます。

決して当社がただ単に独善的・閉鎖的な考え方で関係地域・関係住民様を決定したのでも、浜松市が柔軟性を欠いた指導をしていたのでもありませんこと、何卒御理解賜ればと存じます。

従いまして、これまで御説明を行って参りました範囲を一つの合意したのものとして今後とも遵守させて頂きたくお願いを申し上げる次第です。